

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	森林組合法			法令番号	昭和53年法律第36号				
手続名	森林組合の解散の決議の認可			根拠条項	第83条第2項				
審査基準	<p>第83条第2項の規定による森林組合の解散の決議の認可に係る審査基準は、同条第3項において準用する第79条第1号の認可の基準のとおりとする。</p>								
	受付機関	農林事務所	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	2月	目次
							標準経由期間	日	No.